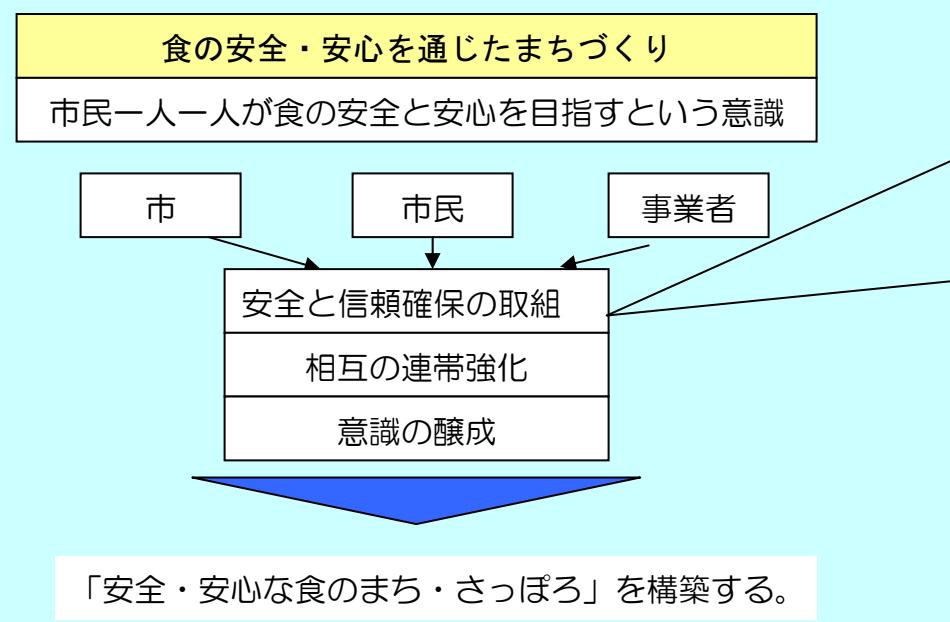


新たな条例の構成イメージについて

—条例の組み立て—

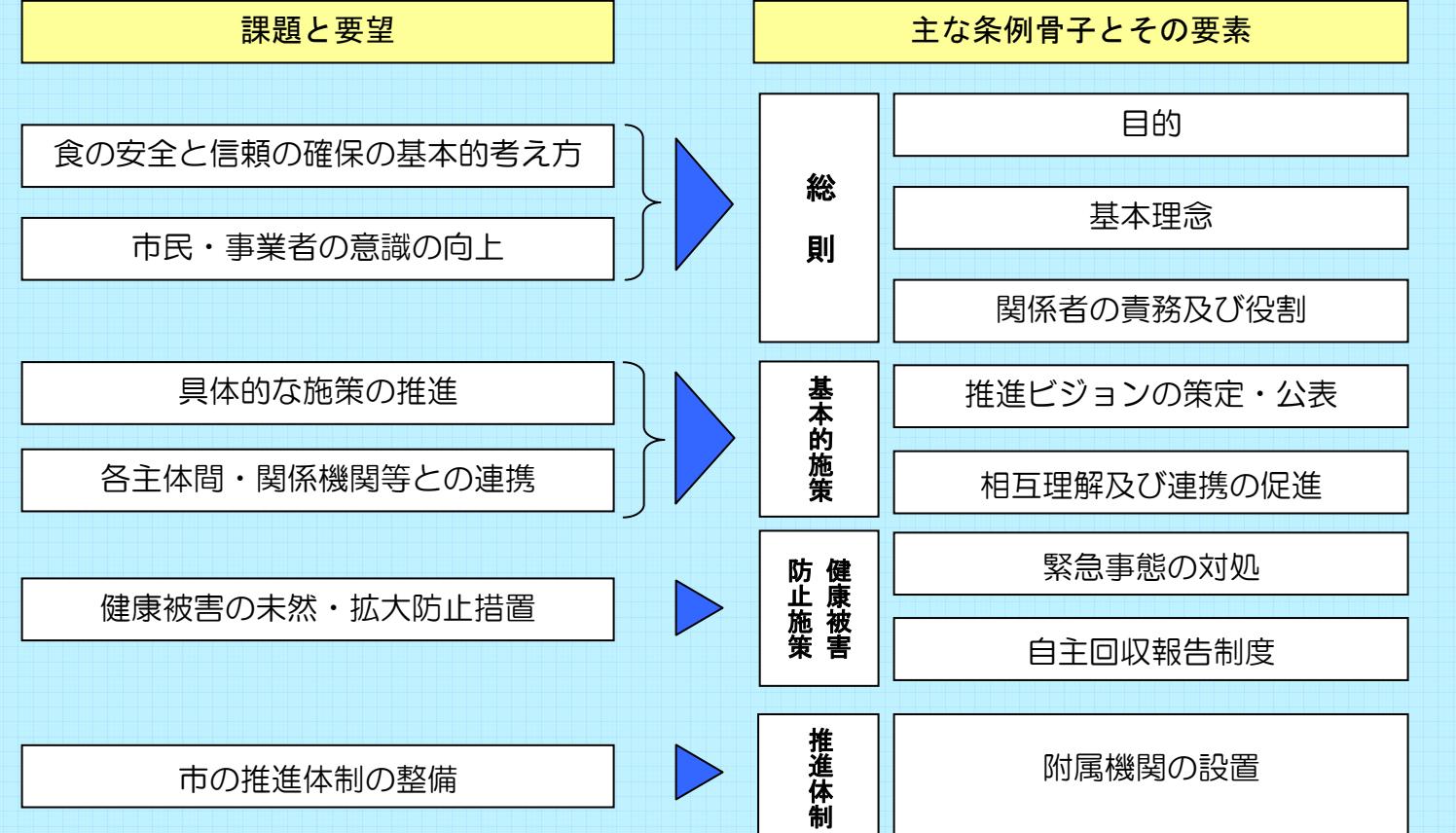
1 条例制定に係る背景等

—概念図—



「安全・安心な食のまちづくり」の推進には、課題解決や要望実現が必要である。

2 条例（案）の骨子



3 条例構成の考え方

条例の骨格を前提として地域課題等を考慮し組み立てる。

構成と考え方

目的

条例制定の趣旨を明確にするためのもの

主要な要素や具体的な記載事項の例

- 施策の総合的かつ計画的推進
- 市民の健康保護
- 安全・安心な食のまち札幌の創造

基本理念

食品安全と信頼の確保の推進についての基本的な考え方を理念として規定するもの

関係者の責務及び役割

安全・安心な食のまちづくりを進めていくための主体となる市民、事業者及び本市の役割（又は責務）について規定するもの

- 市の責務
- 事業者の責務
- 市民の役割

基本的施策

食品安全と信頼を確保するために市が進めていく基本的な施策について規定するもの

- 推進ビジョンの策定・公表
 - ・総合的な取組を計画的に推進するための計画を策定し、5年ごとに公表する。
- 自主的な取組の促進と支援
- 知識の普及、人材の育成
- 相互理解及び連携の促進

健康被害の未然・拡大防止

市民の健康被害を未然に又は拡大を防止するため、事業者への届出等について規定するもの

- 緊急事態の対処
- 自主回収報告
- 食品等輸入事務所等届出

推進体制の整備

施策を効果的に進めるために、市の体制について規定するもの

- 推進体制の整備
- 附属性機関の設置
- 関係機関等との連携